



2023年3月3日

各 位

会 社 名 株式会社 R E V O L U T I O N
代 表 者 の 代表取締役社長 ジョン・フー
役 職 氏 名 (コード番号 8894 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取 締 役 津野浩志
電 話 番 号 0 8 3 - 2 2 9 - 8 8 9 4

最大 25 億円の無担保ファシリティ契約に関する NOVATION AGREEMENT の締結に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会にて最大 25 億円の無担保融資ファシリティ契約（以下「本ファシリティ契約」といいます。）に関する NOVATION AGREEMENT（更改契約）を締結することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. NOVATION AGREEMENT の目的

当社は、2019年8月1日付「最大 25 億円の無担保ファシリティ契約の締結に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社と兄弟会社である EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社（東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 宮下和子、以下「E J AM」といいます。）との間で本ファシリティ契約を締結しております。この度、当社は、E J AM及び当社の親会社である EVO FUND より、親会社グループ内の業務再編に伴い、本ファシリティ契約における貸主としての契約上の地位を E J AM から EVO FUND に移転させたいとの要望を受けました。当社としましては、本ファシリティ契約を引き続き維持することは、今後の投資事業の拡大に向けた資金源の確保として重要であると判断し、E J AM及び EVO FUND の要望を受け入れ、貸付人を EVO FUND として本ファシリティ契約を維持することを目的として NOVATION AGREEMENT（以下「本件更改契約」といいます。）を締結することといたしました。

なお、本ファシリティ契約は、新規事業に関する融資として、上限 25 億円の融資検討枠を設定することについて合意したものであり、案件毎の審査により、融資の可否が判断されるため、融資の実行が確約されたものではありません。

2. 本件更改契約により維持される本ファシリティ契約の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 相手先 | EVO FUND
代表者：リチャード・チゾム
所在：C/O INTERTRUST CORPORATE SERVICES (CAYMAN) LIMITED, ONE NEXUS WAY, CAMANA BAY GRAND CAYMAN, KY1-9005, CAYMAN ISLANDS |
| (2) 借入金額（枠） | 2,500,000,000 円 |
| (3) 借入金利 | 年率 2.5% |

- | | |
|-------------------|--|
| (4) 期間 | 各融資実行日から起算して6ヵ月 |
| (5) 担保の有無 | 無し |
| (6) 上場会社と当該会社との関係 | 2022年10月31日現在、当社の普通株式を128,506,527株（議決権所有割合32.1%）、第1回B種種類株式600株をそれぞれ所有しております。なお、その他の関係について該当事項はありません。 |

3. スケジュール

2023年3月3日 NOVATION AGREEMENTに関する取締役会決議、
NOVATION AGREEMENTの締結

4. 支配株主との取引等に関する事項

当該取引は、当社の親会社であるEVO FUNDとの取引であることから、支配株主との取引等に該当します。

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

当社は、2023年2月21日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「当該支配株主との間で取引が発生するような場合、一般的な取引条件と同様に法令等を確認し、取引の合理性（事業上の必要性）や取引条件の妥当性を十分に検討し、その決定が恣意的に行われる事がないよう、社外取締役を含めた取締役会において審議を経た上で決定する方針としており、取引の公正性、妥当性を確保することで少数株主保護に努めてまいります。」と定めております。

当該取引に際しては、以下に記載する対応を行っており、少数株主の保護の方策に関する指針と適合しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当該取引は、支配株主との取引等に該当することから、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するため、次のような対応をしております。

まず、下記記載のとおり、当社の独立役員であり、監査等委員である社外取締役3名から意見書を受領しております。

また、当社の親会社の関連企業出身者であるフー代表取締役及び新垣取締役は、当該取引に関する取締役会決議には参加しておりません。また、社外取締役を含めた取締役会において検討した上で合理的に本件更改契約の取引条件を決定しており、少数株主の保護の方策に関する指針と適合していると判断しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

支配株主と利害関係のない当社の独立役員である福田取締役（監査等委員）、高橋取締役（監査等委員）及び伏見取締役（監査等委員）から、①本件更改契約の目的は、本件ファシリティ契約を維持し、これにより今後の当社における投資事業の拡大に向けた資金調達先を確保することであり、当社の企業価値向上に資する合理的なものであると考えられること、②当社が無担保でかつ投資目的の資金を金融機関から調達することは現実的ではなく、本件更改契約によって本ファシリティ契約を維持し、将来的に機動的な借入を実行できる手段を確保しておくことは、当社にとって必要性が認められること、③本件更改契約によって維持される本ファシリティ契約の条件は、従前から変更はなく、直近の調達条件と比較した場合、無担保であることを考慮すると不相当な水準であるとはいえず、資金調達を

するための条件としては、妥当であると判断できること、④当社の顧問弁護士より、本件更改契約に当社に不利益な条件は含まれていないとの助言を受けていること、⑤本件更改契約の締結にあたり、本意見書を取得するほか、当社の取締役会において、当社の親会社の関連企業出身者であるフー代表取締役及び新垣取締役が参加しない状況で、かつ、独立社外取締役を含めた社外取締役が参加する状況において審議を行う予定であり、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置は図られていることから、当社の少数株主にとって不利益なものとはいえ、利益に資するものと判断した旨の意見書を2022年3月3日に受領しております。

5. 今後の見通し

本ファシリティ契約の維持により、引き続き融資検討枠を設定することに合意をしたものであるため、当社の業績に与える影響は、現時点では軽微であります。今後、新たに借入の実行を決定した場合は速やかにお知らせいたします。

以 上